

悪質性の高い営業所は 即 通報

平成25年10月1日より、
適正化事業実施機関が行う巡回指導結果の報告が強化されます。

適正化事業実施機関は、貨物自動車運送事業法第39条第1号に基づき適正化事業指導員が行う巡回指導の結果について、同法第60条第2項に基づき運輸支局へ報告していますが、平成25年10月1日より、悪質性の高い違反項目については速報の対象となります。

速報制度の概要

点呼を全く
行っていない

【具体的な要件】

- ①点呼の実施記録が全く保存されていない
- ②点呼の実施記録に係る帳簿に記録が全くされていない

速 報

運行管理者
整備管理者が
全くいない

【具体的な要件】

- ①選任されている運行管理者が全くいない
- ②選任されている整備管理者が全くいない

※運行管理者及び整備管理者の資格者がいても、法令に基づく届出がされていない場合は、速報対象

速 報

定期点検を全く
行っていない

【具体的な要件】

- ①定期点検整備記録簿が全く保存されていない
- ②定期点検整備記録簿に記録が全くされていない

速 報

地 方 運 輸 支 局

「点呼を全く行っていない」「運行管理者・整備管理者が全くいない」
「定期点検を全く行っていない」営業所は速報対象になり、
厳しい行政処分が科せられることもあります。

「記録をしていないことは、実施をしていない疑いがある」と判断され、速報の対象となります。

平成 25 年 10 月 1 日から

悪質な違反は運輸支局に速報します。

国土交通省は貨物自動車運送事業者に係る輸送の安全を図るため、悪質性の高い違反行為に係る適正化事業実施機関からの情報について、報告方法等を定めました。

平成 25 年 10 月 1 日からは、「**点呼を全く行っていない**」「**運行管理者・整備管理者が全くいない**」「**定期点検を全く行っていない**」重大・悪質な法令違反状態を巡回指導において適正化事業指導員が確認した場合は、運輸支局へ速報することとなりました。また、その他不適切な事項についての運輸支局への報告、連携等の仕組みが整備されました。

運輸支局への報告等

速報事案

点呼を全く行っていない

- ①点呼の実施記録が全く保存されていない
- ②点呼の実施記録に係る帳簿に記録が全くされていない

運行管理者・整備管理者が全くいない

- ①選任されている運行管理者が全くいない
- ②選任されている整備管理者が全くいない

運行管理者及び整備管理者の資格者がいても、法令に基づく届出がされていない場合は、速報対象

定期点検を全く行っていない

- ①定期点検整備記録簿が全く保存されていない
- ②定期点検整備記録簿に記録が全くされていない

速やかに
通報

定期通報事案

①巡回指導評価がEで、3ヶ月以内に適正化事業実施機関に対し改善報告が行われない営業所

②巡回指導評価がEで、改善報告は行ったが一部に未改善が見られ、再度の巡回指導において当該違反の改善が見られない営業所

再度の巡回指導で
確認後、定期通報

③巡回指導を拒否した営業所

④社会保険等未加入の営業所

巡回指導で確認後、
定期通報

定期的
に
通報

※E評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%未満の判定のことをいう。

相談事案

①名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反について疑いが認められる営業所

②記録の改ざんが疑われる営業所

③巡回指導評価がDで、3ヶ月以内に適正化事業実施機関に対し改善報告が行われない営業所 等

疑いが高い場合
即相談

定例
会議で
相談

※D評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%以上70%未満の判定のことをいう。